農業における大阪府環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1　目的

　　この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和４年法第37号。以下「法」という。）に基づく、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」または「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定等に関し、法ならびに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行令」（令和４年農林水産省令第四十二号）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）および「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（４環バ161号。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2　申請者の資格

本要領に基づき、実施計画の認定を申請することができる者は、大阪府内で耕種農業を営む者であり、かつ、環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府基本計画２（２）の環境負荷低減事業活動又は、同計画２（３）の特定環境負荷低減事業活動を行おうとする者とする。

第3　実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする者が作成する実施計画は、別記様式第１号または第２号によるものとする。

第4　実施計画の申請

1　実施計画の認定を受けようとする者は、実施計画その他必要な書類を添付した認定申請書（別記様式第３号または第４号）を作成し、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行おうとする地域の農と緑の総合事務所長（以下「総合事務所長」という。）へ提出する。

2　申請者から申請書を受理した総合事務所長は、実施計画に対する意見書を付して知事へ提出（別記様式第５号）するものとする。

第5　実施計画の認定

1　知事は実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項および法第21条第5項ならびに基本方針およびガイドラインの規定に基づき行うものとする。

2　申請のあった実施計画を適当と認める場合は、申請者に対し別記様式第６号または第７号により、第4による実施計画の申請に当たり経由した総合事務所長を通じて申請者及び当該市町村長にその旨を通知する。特定環境負荷低減事業活動実施計画については関係市町村に対し別記様式第８号により、農林水産大臣に対し別記様式第９号（法第21条第３項第２号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項または同条第４項第２号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、それぞれこれを通知するものとする。

　　なお、認定しなかった場合にあっては、別記様式第10号により、認定をしなかった理由を明らかにした上で、実施計画の申請に当たり経由した総合事務所長を通じて申請者及び当該市町村長にその旨を通知するものとする。

第6　実施計画の変更

1　法第20条第１項または第22条第１項の規定に基づき認定を受けた者が実施計画を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第11号）を第4の手続き準じて提出するものとする。

変更申請書には、規則第９条または第14条の規定に基づき、変更後の実施計画および変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第12号）その他必要な書類を添付するものとする。

2　実施計画の変更の認定審査の手続きについては、第5の手続きを準用する。

3　法第20条第２項または第22条第２項の規定に基づき、認定を受けた者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第13号により、届け出るものとする。

第7　認定の取消し

1　知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動または特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第３項または第22条第３項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

2　認定を取り消したときは、農業者に認定取消通知書（別紙様式第14号）を交付する。

第8　実施状況報告

知事は実施計画認定者に対し、認定実施計画の実施状況について、別添様式第15号により報告を求めることができる。

第9　支援

総合事務所長は、市町村長及び生産者団体等と協力し、実施計画認定者が実施計画を達成するために必要な助言・指導等に努めるものとする。

附則：この要領は令和５年４月１日から施行する。

（参考）

　　　　　計画認定等の流れ

農業者

認定・変更・取消しの報告

農業改良措置

判断資料

大阪府農業改良

資金運営会議

運営会議

認定・変更等の申請

各農と緑の総合事務所

認定・変更・取消しの報告

意見を付して送付

農業改良措置に

係る判断結果

農政室推進課

※点線矢印は、実施計画（別記様式第１号または第２号）の認定申請にあたり、農業改良措置に関する事項を含むものとして、別表４の添付があった場合